

大学共同利用機関法人自然科学研究機構生命創成探究センター教授会議規則

平成30年4月1日

自機規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構生命創成探究センター規程（平成30年自機規程第117号）第6条第2項の規定に基づき、大学共同利用機関法人自然科学研究機構生命創成探究センター（以下「センター」という。）に置かれる生命創成探究センター教授会議（以下「教授会議」という。）の組織運営に関し、必要な事項を定めるものである。

(組織)

第2条 教授会議は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 センターの専任の教授
- 四 センターの専任の准教授
- 五 センター長が、教授会議の議を経て、認めた者

(議長)

第3条 教授会議は、センター長が招集し、その議長となる。

2 センター長に事故あるときは、副センター長が前項の職務を代行する。

(招集)

第4条 教授会議の定例会は、毎月1回招集する。

2 センター長は、必要があると認めるときは、臨時に教授会議を招集することができる。

(定足数)

第5条 教授会議は、構成員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 国外出張者、休職者及び長期の休暇を承認された者は、前項の定足数の基礎となる数に算入しない。

(構成員以外の者の出席)

第6条 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を教授会議に出席させ、意見等を求めることができる。

(庶務)

第7条 教授会議の庶務は、岡崎統合事務センター総務部総務課において処理する。

附 則

098-03 2018/04/01

この規則は、平成30年4月1日から施行する。